

議案第四十三号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表十の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの再発行手数料を徴収することとなったことに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。